

## 消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使い道

消費税率(国・地方)については、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられました。このうち、地方消費税率については1.7%から2.2%に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費(年金、医療、介護、少子化対策の社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険、保健衛生)」に充てるものとされています。

令和4年度決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)47.2億円については、次の事業の一部に使いました。

